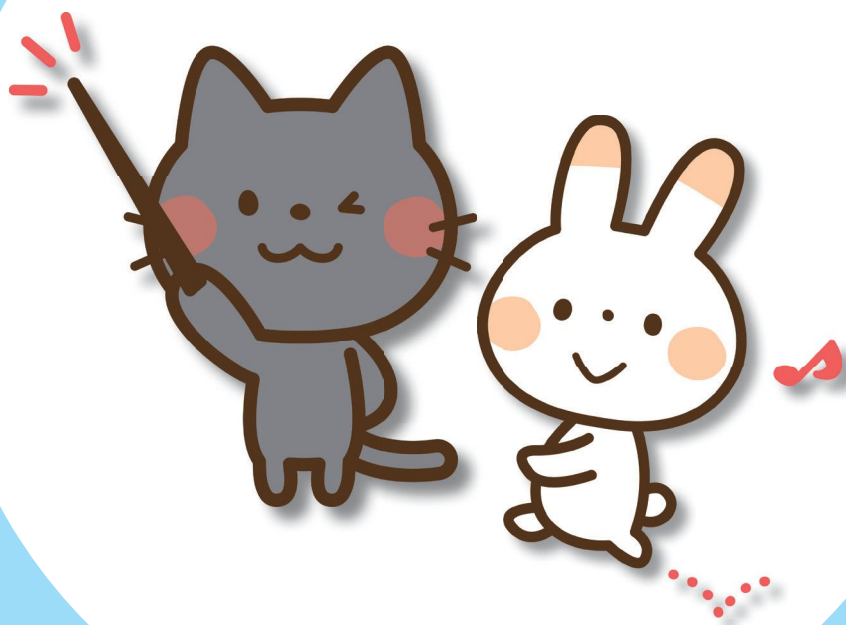


第6章 資料



黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）

審議経過

沖縄県子ども・子育て会議
令和2年3月現在

回数	
開催予定時期	検討内容等
第1回	
令和元年 5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行計画の評価・分析等 ○ 「計画（骨子案）」の審議
第2回	
令和元年 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「計画のおおむねの案（事務局案）」の審議
第3回	
令和元年 11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「計画（素案）」の審議 ○ 量の見込みと提供体制の確保方策
令和元年12月～ 令和2年1月	● 計画（素案）に対するパブリックコメント
第4回	
令和2年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「計画（案）」の審議（了承）
令和2年3月	● 計画を決定し内閣総理大臣へ提出

沖縄県子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、沖縄県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務を処理するとともに、認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども生活福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定（認定こども園法に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法改正法」という。）の施行の日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 子ども・子育て会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法（以下「新認定こども園法」という。）第25条のその権限に属させられた事項（新認定こども園法第17条第3項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

附 則（平成25年12月27日条例第71号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。



沖縄県子ども・子育て会議委員名簿

令和2年2月10日現在

(五十音順)

No.	氏名	ふりがな	代表区分	所属団体名等	役職名
1	池原 基生	いけはら もとき	従事者(教育)	沖縄県私立幼稚園連合会	副理事長
2	石嶺 元子	いしみね もとこ	従事者(保育)	社会福祉法人 日本保育協会沖縄県支部	中北部地区理事
3	上野 さやか	うえの さやか	その他 (児童虐待防止)	特定非営利活動法人 おきなわCAPセンター	事務局長
4	大城 貴子	おおしろ たかこ	その他 (障害児施策)	沖縄中部療育医療センター	地域療育課課長
5	狩俣 みつ穂	かりまた みつほ	その他 (ひとり親支援)	公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会 ゆいはあと中部	副責任者
6	城間 幹子	しろま みきこ	その他 (市町村関係者)	沖縄県市長会	会員 (那覇市長)
7	下地 イツ子	しもじ いつこ	保護者(就学児)	一般社団法人 沖縄県PTA連合会	会長
8	謝花 博一	じゃはな ひろかず	従事者(地域型)	沖縄県学童保育連絡協議会	会長
9	末広 尚希	すえひろ なおき	従事者(その他)	沖縄県認可外保育園 連絡協議会	会長
10	玉城 孝	たまき たかし	その他 (児童虐待防止)	沖縄県児童養護協議会	会員
11	仲間 陽子	なかま ようこ	従事者(保育)	沖縄県保育士会	会長
12	長嶺 久美子	ながみね くみこ	従事者(保育)	一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟	副会長
13	仲本 豊	なかもと ゆたか	その他(事業主)	一般社団法人 沖縄県経営者協会	理事
14	名渡山 よし乃	などやま よしの	従事者(教育)	沖縄県公立幼稚園 ・こども園会	会員
15	二宮 千賀子	にのみや ちかこ	保護者 (未就学児)	一般公募	—
16	浜田 京介	はまだ けいすけ	その他 (市町村関係者)	沖縄県町村会	理事 (中城村長)
17	石川 修治	いしかわ しゅうじ	その他(労働者)	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会	副事務局長
18	銘苺 桂子	めかる けいこ	その他(医療関係)	沖縄県医師会	会員(琉球大学 医学部附属病院)
19	山城 眞紀子	やましろ まきこ	学識経験者	沖縄キリスト教短期大学	特任教授

子ども・子育て支援法（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 子ども・子育て支援給付
 - 第一節 通則（第八条）
 - 第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）
 - 第三節 子どものための教育・保育給付
 - 第一款 通則（第十一条—第十八条）
 - 第二款 教育・保育給付認定等（第十九条—第二十六条）
 - 第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条—第三十条）
 - 第四節 子育てのための施設等利用給付
 - 第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三）
 - 第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四—第三十条の十）
 - 第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一）
- 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等
 - 第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
 - 第一款 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）
 - 第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）
 - 第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）
 - 第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）
 - 第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）
- 第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）
- 第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）
- 第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条—第六十四条）
- 第六章 費用等（第六十五条—第七十一条）
- 第七章 子ども・子育て会議等（第七十二条—第七十七条）
- 第八章 雑則（第七十八条—第八十二条）
- 第九章 罰則（第八十三条—第八十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子ども

もが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。
- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
 - 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第五章 子ども・子育て支援事業計画 （基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に

係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものと

- する。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
(都道府県知事の助言等)
- 第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
(国の援助)
- 第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 子ども・子育て会議等

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるすることができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進

に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。



黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)と他の計画との関係

1. 本計画と一体として作成する計画

①次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)は、地方公共団体及び事業主に対し、行動計画の策定を求め、十年間の集中的・計画的な取組を進める時限立法であるのに対し、子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)は、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税財源の投入を前提に子ども・子育て支援の充実を図る恒久法である。

従来保育サービスや各種の子育て支援事業の推進について法が果たしてきた役割及び機能は、恒久法たる支援法に引き継がれたのであり、今後は、これら二つの法律が相まって、より手厚い次世代育成支援対策が推進されることになる(行動計画策定指針(平成二十六年十一月二十八日)(内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号))ことから、子ども・子育て支援事業支援計画と一体のものとして作成する。

②沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの後継計画

県教育委員会では、文部科学省が策定した「幼児教育振興プログラム」を受けて、平成21年に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の策定を行い本県幼児教育の基本方針を市町村に示している。

県教育委員会が設置する幼児教育推進委員会では、平成24年度に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の検証を行い、「沖縄型幼児教育の方向性」を示すと共に、今後の計画策定に向けて検討を行った。

幼児教育推進委員会は、「黄金っ子応援プラン(沖縄県子ども子育て支援事業支援計画)」策定にあたり、新制度における幼児教育の方向性と関連する施策の作成に携わることで「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の後継計画として位置づけた。

③母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(自立促進計画)

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」については、子育て・生活支援等、子ども・子育て支援事業支援計画と盛り込む内容が重なることから、子ども・子育て支援事業支援計画と一体のものとして作成する。

2 他の計画との関係(子ども・子育て支援に関連する事項を定めている主な計画)

■ 沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画	平成24年度～平成33年度
■ 沖縄県人口増加計画	平成26年度～平成33年度
■ 健やか親子おきなわ21 第2次	平成27年度～平成36年度
■ 健康おきなわ21 第2次	平成26年度～平成34年度
■ 沖縄県子どもの貧困対策計画	平成28年度～平成33年度
■ 第4次沖縄県障害者基本計画	平成26年度～平成33年度
■ 第5期沖縄県障害福祉計画	平成30年度～平成32年度
■ 第1期沖縄県障害児福祉計画	平成30年度～平成32年度
■ 第3次沖縄県食育推進計画	平成30年度～平成34年度
■ 沖縄県医療計画(第7次)	平成30年度～平成35年度
■ 沖縄県教育振興基本計画	平成24年度～平成33年度
■ 沖縄県社会的養育推進計画	令和2年度～令和11年度
■ 沖縄県住生活基本計画	平成28年度～平成37年度
■ 第10次沖縄県交通安全計画	平成28年度～平成32年度

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

○ SDGs（エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

○ SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

○ SDGsの理念や目標は、「沖縄21世紀ビジョン」の基本理念や将来像等と重なるところが多く、同様の方向性であることから、沖縄県では「沖縄県SDGs推進方針」を制定し、SDGsを推進することとしています。また、黄金っ子応援プランを含む、各分野別計画の策定、改定等にあたっては、原則として、SDGsの要素を最大限反映することとしています。

○ そのため、子ども・子育て支援を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



用語解説

ア行

アプローチカリキュラム

就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム。5歳児の教育課程で代用できる。

育児休業（いくじきゅうぎょう）

労働者が申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間（一定の場合には子が2歳に達するまでの間）、「育児休業」を取得することができることとされており、育児・介護休業法第5条から第10条に定められている。（父母がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで取得が可能。）

育児・介護休業法（いくじ・かいごきゅうぎょうほう）

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。平成3年に「育児休業法」として制定され、平成7年の改正で現在の名称「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成29年10月改正）となった。

一時預かり事業（いちじあずかりじぎょう）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

一時保護（いちじほご）

必要な行政上の措置等が取られるまで、一時保護所等において児童を短期間

保護すること。虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、棄児等適当な保護者がいないために緊急に保護する場合等に一時保護を行う。

一般事業主行動計画（いっぱんじぎょうめしこうどうけいかく）

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定める計画。次世代育成支援対策推進法第12条に定められている。

医療的ケア児（いりょうてきケアじ）

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

インクルーシブ教育システム整備事業（インクルーシブきょういくシステムせいびじぎょう）

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育的支援の充実を目指し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援教育に関する理解と認識を深め、教職員の指導力の向上を図るための取り組みを行うとともに、発達障害を含む障害に関する専門的知識及び経験を有するものによる学校支援を推進する事業。

延長保育事業（えんちょうほいくじぎょう）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時

間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

エンゼルプラン

平成6年に少子化対策として、文部・厚生・労働・建設省が、社会全体で総合的に子育て支援を行うことを目的に策定した、子育てのための施策の基本的方向。3歳児未満の保育所受け入れ枠の拡大、延長保育の増加などを内容としている。

沖縄型幼児教育（おきなわがたようじきょういく）

小学校に併設、隣接している公立幼稚園においては、結節点とした保幼小連携体制を構築し、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を推進する構想。

沖縄県待機児童対策行動指針（おきなわけんたいきじどうたいさくこうどうししん）

待機児童の解消に向け、市町村における施策推進の基本方向及び方針を示した行動指針。待機児童が生じている市町村からの意見を踏まえ、平成25年8月に県において策定した。

沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんきかんれんらくかいぎ）

「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」を総合的かつ計画的に推進するため、県の関係各課長等を構成員として設置した協議会。

沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんたいせいせいびけいかく）

発達障害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村等の役割を明確にし、地域における一貫した支援システムを構築すること

で、発達障害児（者）とその家族を支援していくことを目的に策定した計画。

沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会（おきなわけんファミリーサポートセンターれんらくきょうぎかい）

県内ファミリー・サポート・センターのアドバイザー、子育てNPOなどが会員となり、相互の情報交換と連携を図り、地域における相互援助活動に関する課題を解決し、もって労働者福祉、児童福祉の増進に寄与することを目的とした団体。平成18年2月設立。

沖縄県保育者育成指標モデル（おきなわけんほいくしゃいくせいしひょうモデル）

市町村が作成する「保育者育成指標」のモデルとして沖縄県が作成した指標。養成期から指導期までのキャリアに応じて求める保育者像を示している。

沖縄県母子寡婦福祉連合会（おきなわけんぼしかふふくしれんごうかい）

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象として、その福祉の増進を図ることを目的として設立された公益社団法人。その目的達成のため各種事業を実施している。

沖縄県幼児教育振興アクションプログラム（おきなわけんようじきょういくしんこうアクションプログラム）

本県幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、文部科学省の「幼児教育振興アクションプログラム（平成18年10月4日）」に基づき策定した、総合的な行動計画（平成22・23年度計画として策定。平成27年度からは「黄金っ子応援プラン」にて策定）。

市町村等において取り組むことが望まれる条件整備等に関する施策を示すことで、市町村が幼児教育政策プログラムを策定する際の参考となるもの。

沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証（おきなわけんようじきょういくしんこうアクションプログラムのけんしょう）

平成 22 年 3 月に策定した「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の 5 つの重点目標について検証を行った報告書（平成 24 年度策定）。沖縄県における幼児教育の現状や「子どもの視点」から検討した今後の方向性について記載している。

おきなわ子ども・子育て応援プラン（おきなわこどもこそだておうえんプラン）

次世代育成対策推進法に基づき、沖縄県が策定した都道府県行動計画。福祉、保健、教育、労働、住宅、安全など各分野にわたり、本県の次世代育成支援対策を推進する項目などを内容とする総合的な計画。平成 17 年に前期計画を、平成 22 年に後期計画を策定した。

力行

家庭的養護（かていてきょうご）

社会的養護を要する児童を、できる限り良好な家庭的環境（小規模グループケアや地域小規模児童養護施設）の中で養育すること。里親やファミリーホームにおける養育は「家庭養護」とよばれる。

完全失業率（かんぜんしつぎょうりつ）

労働力人口に占める完全失業者の割合。

完全失業者とは、「仕事がなく、少しも仕事をしなかった者のうち、仕事があればすぐ就くことができ、かつ仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた者」のこと。

教育課程（きょういくかてい）

学校教育の目標ねらいを達成するために系統立てて配列した学校の計画。

教育・保育施設（きょういく・ほいくしせつ）

学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所、認定こども園法により規定される認定こども園を含む施設。子ども・子育て支援法の定義。

月間平均実労働時間（げっかんへいきんじつろうどうじかん）

毎月勤労統計調査において、年間の総実労働時間の 1 ヶ月あたりの加重平均を算出したもの。

※総実労働時間とは所定内労働時間（事業所就業規則で定められた始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間）と所定外労働時間（早出、残業、随時の呼び出し、休日出勤などの労働をいう）との合計。

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1 人の女性が生涯に生む子どもの数に相当する。

高等職業訓練促進給付金等事業（こうとうしょくぎょうくんれんそくしんきゅうふきんとうじぎょう）

母子家庭の母及び父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1 年以上養成機関等で修業する場合に、経済的に安定した修業環境を提供するため給付金を支給する事業。

高等職業訓練促進資金貸付事業（こうとうしょくぎょうくんれんそくしんしきんかしつけぎょう）

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な取得を目指す母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、入学準備金、就職準備金を貸付ける事業。

子育て短期支援事業（こそだてたんきしえんじぎょう）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

子ども家庭総合支援拠点（こどもかていそごうしえんきよてん）

市町村が、子どもとその家庭等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点のことをいう。対象者を地域の資源と有機的につないでいくソーシャルワーク機能を担う。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業（こどもをまもるちいきネットワークきょうかじぎょう）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

サ行

里親（さとおや）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童を県からの委託を受け、養育する者。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。

児童扶養手当（じどうふようてあて）

ひとり親家庭や、父又は母にかわって児童を養育する養育者（祖父母等）に支給される手当。

自立支援教育訓練給付金事業（じりつしえんきょういくくんれんきゅうふきんじぎょう）

母子家庭の母及び父子家庭の父の職業能力の開発及び資格取得を支援するため、指定講座の受講にかかる費用の一部を支給する事業。

児童家庭支援センター（じどうかていしえんセンター）

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う他、市町村機関の子ども家庭支援をバックアップする児童福祉の専門援助機関。

児童福祉司スーパーバイザー・児童心理司スーパーバイザー（じどうふくししスーパーバイザー・じどうしんりしスーパーバイザー）

児童相談所の児童福祉司及び児童心理司で指導的役割を担う職員。

社会的養護（しゃかいてきょうご）

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。

社会的養護自立支援事業（しゃかいてきょうごじりつしえんじぎょう）

児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、就学中の期間、生活支援や相談、就職への相談対応など個々の状況に応じて必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることが目的。

小規模グループケア（しょうきぼグループケア）

社会的養護を要する児童を、児童養護施設や地域において、1グループ6～8人（乳児院は4～6人）の小規模な単位で、家庭的な環境で養育するもの。

児童心理治療施設（じどうしんりちりょうしせつ）

家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

障害児等療育支援事業（しょうがいじょうりょういくしえんじぎょう）

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

障害者自立支援連絡会議（しょうがいしゃじりつしえんれんらくかいぎ）

各福祉保健所が設置し、管内市町村の障害者の支援体制の課題について意見交換し、県の連絡会議にあげる事項を決定する会議。県の自立支援協議会と市町村自立支援協議会のパイプ役としての第一段階の実務者レベルの会議。

障害保健福祉圏域（しょうがいほけんふくしけんいき）

各市町村の区域を超える広域的な事業の実施など、地域の特性を踏まえた施策を計画的に推進するために、県が設定する区域。沖縄県では、県福祉保健所の管轄である、北部、中部、南部、宮古、及び八重山の5つの圏域を設定している。

少子化社会対策大綱（しょうしかたいさくたいこう）

少子化対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するために政府が制定する施策の指針。平成16年度に策定された。

自立援助ホーム（じりつえんじょホーム）

児童養護施設等を退所した義務教育終了後の20歳未満の児童等に、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行い、社会的自立を図る。

新エンゼルプラン（しんエンゼルプラン）

平成11年にエンゼルプランと緊急保育対策等5カ年計画を見直して策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」。平成12年度からの5カ年計画で、保育、母子保健、教育等の事業を含んだ内容となった。

スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもたちがスムーズに小学校生活へ適応していけるように編成した1年生入学当初のカリキュラム（4月～7月）。

接続期カリキュラム（せつぞくきカリキュラム）

幼児の発達や学びの連続性を保障するために、幼児期の教育を小学校教育へ円滑につなぐためのカリキュラム。スタートカリキュラム（4月～7月）とアプローチカリキュラム（10月～3月）を含めたもの。

全体的な計画（ぜんたいてきなけいかく）

全体的な計画には、教育課程（保育所は保育課程）、安全・防災計画、指導計画等が含まれる。平成 29 年に告示された 3 法令では、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園共通に園の包括的な基本方針を示す文書として位置づけられた。

夕行

待機児童（たいきじどう）

保育所入所待機児童のこと。保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定子ども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申し込みがされているが、利用していない児童。

待機児童解消支援基金（たいきじどうかいしょうしえんききん）

待機児童解消の加速化を目的として、市町村における待機児童対策事業の実施支援のため、県が独自に設置した基金。平成 25 年に設置され、平成 26 年度から基金を財源として保育定員の拡大に取り組む市町村に対し交付金を交付する。

地域小規模児童養護施設（ちいきしょうきぼじどうようごしせつ）

社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境で養育するもので定員は6人。

地域型保育事業（ちいきがたほいくじぎょう）

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育を行う事業。子ども・子育て支援新制度では、市町村による認可事業として位置づけ、給付の対象としている。

地域子育て支援拠点事業（ちいきこそだてしえんきよてんじぎょう）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

特定教育・保育施設（とくていきょういく・ほいくしせつ）

給付の実施主体である市町村が、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設として確認した、教育・保育施設。

特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う教育。

特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の教育支援計画（とくべつなはいりょをひつようとすようじにたいするこべつのきょういくしえんけいかく）

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するもの。

特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の指導計画（とくべつなはいりよをひつようとすようじにたいするこべつのしどうけいかく）

個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。

ナ行

乳児家庭全戸訪問事業（にゅうじかていぜんこほうもんじぎょう）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な場合は適切なサービスにつなげる事業。

認定（にんてい）

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の教育・保育を利用しようとする子どもの保護者が、資格要件に基づき、居住する市町村から利用を認めもらうこと。保護者の就労等の状況と子どもの年齢によって、「1号認定こども」「2号認定こども」「3号認定こども」に区分される。

認定こども園（にんていこどもえん）

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの区分がある。

妊婦健康診査（にんぷけんこうしんさ）

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持や胎児の成長を促すため、

妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

ハ行

発達障害（はったつしょうがい）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

非正規労働者（ひせいきろうどうしゃ）

期間の定めのない雇用契約を締結する「正社員」以外の労働者。非正規労働者には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣社員等が含まれる。

病児（びょうじ）

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童のこと。

病後児（びょうごじ）

病気の回復期であり、かつ、保護者が勤務等の都合により、保育を行うことが困難な児童のこと。

ひとり親（ひとりおや）

母子家庭の母、父子家庭の父。

ひとり親家庭（ひとりおやかてい）

母子家庭、父子家庭。

ひとり親家庭等（ひとりおやかていとう）

母子家庭、父子家庭、寡婦。

ひとり親世帯（ひとりおやせたい）

ひとり親家庭と同じ意味で用いるが、統計数字を引用する際には「世帯」と表記。なお、本文中で引用しているひとり親家庭等に関する統計数値は、「平成 30 年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」に基づくものである。

ひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう）

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や、疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、子育てや生活支援を行う事業。利用にあたっては事前に市町村を経由して県の名簿への登録が必要。

ファミリー・サポート・センター事業（ファミリー・サポート・センターじぎょう）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。ファミリー・サポート・センターの設置運営は市町村が行う。

ファミリーホーム

社会的養護を要する児童を、相当の経験を有する者の住居において、児童の養育を行う事業。定員は5人又は6人。第二種社会福祉事業であるため、県への届出が必要。

保育課程（ほいくかてい）

保育所保育指針に示された子どもの発達過程を踏まえ、保育所生活の全体を通して身につける経験内容の総体を示したものの。

保育者育成指標（ほいくしゃいくせいしひょう）

幼稚園教諭や保育教諭等に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するために、任命権者である市町村がそれぞれ作成するもの。

保育所保育指針（ほいくしょほいくししん）

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めた指針。

保育士・保育所総合支援センター（ほいくし・ほいくしょそうごうしえんセンター）

県が、待機児童解消を図ることを目的に、県内の潜在保育士等を対象とした就職支援、認可外保育施設の認可化移行支援、保育所用地取得のための支援等を行うために設置した施設。

放課後子ども教室（ほうかごこどもきょうしつ）

全ての児童・生徒が充実した放課後を過ごすため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が中心となって企画し、地域住民の協力を得て、学習支援、多様な体験、スポーツ活動などのプログラム等を提供する取組。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（ほうかごじどうくらぶ、ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

母子及び父子家庭等医療費助成事業（ぼしおよびふしかていとういりょうひじょせいじぎょう）

ひとり親家庭の親及びその児童、父母以外の者に養育されている児童が医療に要した健康保険法等による自己負担額の一部を助成する事業。実施主体は市町村であり、県は市町村が助成した経費の2分の1を補助している。

母子家庭等就業・自立支援センター事業 (ぼしかていとうしゅうぎょう・じりつし えんセンターじぎょう)

ひとり親家庭等の親の就業支援、自立支援を図るため、各種講習会の実施や就業相談等を行う事業。

母子健康包括支援センター(ぼしけんこう ほうかつしえんセンター)

すべての親子に対し、健やかに安心して妊娠・出産・子育てをしていけるように、妊娠期から子育て期にわたる必要な支援を提供するための総合的な相談窓口であり、妊産婦や子育て家庭へ必要な支援を行っている機関へ、支援が途切れることなくつなぐ連携体制(システム)のことである。実施主体は市町村。

母子生活支援施設(ぼしせいかつしえんし せつ)

様々な課題を抱えて支援が必要な母子家庭の母及びその児童を入所させ、生活支援、相談その他の自立に向けた援助を行う施設。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業(ぼしふし かふふくししきんかつけじぎょう)

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、経済的な自立の助成を目的に修学資金等12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行う事業。

母子・父子自立支援員(ぼしふしじりつし えんいん)

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う。県福祉事務所、一部の市に配置されている。

母子・父子福祉団体(ぼしふしふくしだん たい)

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の福祉の増進することを主たる目的とする団体。

母子・父子自立支援プログラム(ぼしふし じりつしえんプログラム)

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の状況やニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する事業。

保幼小連携(ほようこしょうれんけい)

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等がつながり、子どもの発達や学びの連続性を大事にした教育活動。

保幼小連絡協議会(ほようこしょうれん らくきょうぎかい)

小学校区内における就学前施設等の代表者による協議会。沖縄型幼児教育を推進し幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続の推進が期待されている。

病児保育事業(びょうじほいくじぎょう)

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

マ行

学びの基礎力育成支援事業(まなびのきそ りょくいくせいしえんじぎょう)

沖縄型幼児教育を推進するための県のモデル事業(平成25～27年度実施)。

民間あっせん機関(みんかんあっせんきか ん)

所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、養子縁組のあっせんを事業として行う者。

ヤ行

有業者(ゆうぎょうしゃ)

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている者及び仕事はもっている

が、現在は休んでいる者。

有業率（ゆうぎょうりつ）

15歳以上の人口に占める有業者の割合。

養育支援訪問事業（よういくしえんほうもんじぎょう）

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関等からの連絡・通告等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等が訪問して養育に対する指導、助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業。

養育費相談事業（よういくひそうだんじぎょう）

養育費の確保に向けた養育費専門相談員及び弁護士による相談事業。

養子縁組のあっせん（ようしえんぐみのあっせん）

養子縁組によって養親となることを希望する者（養親希望者）と家庭養護を必要とする児童との間をとりもって養子縁組の成立が円滑に行われるよう、第三者として世話をすること。

幼児教育アドバイザー（ようじきょういくアドバイザー）

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、県内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者。

幼稚園教育要領（ようちえんきょういくようりょう）

文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準。幼稚園で実際に教える内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めている。平成29年3月が最新の告示。

要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）

被虐待児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子ども等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に、地方公共団体に設置される組織。福祉、保健、教育、医療、保育、警察等の関係機関で構成される。

㊦行

利用者支援事業（りようしゃしえんじぎょう）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

レスパイトケア

レスパイトケアとは、在宅で障害児などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

連携コーディネーター（れんけいコーディネーター）

学びの基礎力育成支援事業（平成25～27年度）において、保育所・幼稚園、小学校等及び関係機関の連携を推進する役割を持った人材に対して示した呼び名。

㊦行

ワーク・ライフ・バランス企業認証制度（ワーク・ライフ・バランスきぎょうにんしょうせいど）

県内に本社または事業所があり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に届け出ており、かつ、仕事と生活の調和を実現するための実績があると認められる企業を県が認証

- ・登録する制度。(平成 19 年度創設)

A～Z 行

NPO (エヌピーオー)

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。

